

○国立大学法人埼玉大学監事監査実施要項

〔平成16年5月13日
監事が、学長と協議して制定〕

改正 平成17. 7. 21 平成27. 3. 26

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人埼玉大学監事監査規則第11条第1項の規定に基づき、監事監査（以下「監査」という。）の実施に関して必要な事項を定め、もって監査の適正な実施を図るものとする。

(監査計画)

第2条 監査計画に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点事項
- (3) 監査の実施期間
- (4) 監査の方法
- (5) 監査の補助者

(会計監査人等との連携)

第3条 監事は、会計監査人及び監査室と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めるものとする。

2 決算に関する監査において、監事は、会計監査人の実査の結果を踏まえて監査を行うものとする。

(監査事項)

第4条 監査事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係諸法令に基づく業務方法書、規則等の整備状況及び遵守状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第3条の規定を踏まえた業務の運営状況
- (4) 組織及び人事管理状況
- (5) 財務諸表、決算報告書及び事業報告書
- (6) 予算、収支計画及び資金計画の実施状況
- (7) 資産の取得、管理及び処分の状況
- (8) 契約に関する状況
- (9) 保有個人情報の管理の状況
- (10) 安全管理の状況
- (11) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の実施通知)

第5条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部局の責任者に監査事項、監査場所その他監査に必要な事項を通知する。

(監査の実施等)

第6条 監事は、原則として、次に掲げるところにより監査を実施する。

- (1) 役員及び部局の長からの概況聴取
- (2) 会計監査人及び内部監査部局の担当者からの説明聴取
- (3) 監査対象部局からの監査事項に係る説明聴取
- (4) 重要な決算書類等の閲覧
- (5) 現物等の確認（必要があると認めたとき）
- (6) 監査終了後の講評

2 監事は、監査の実施上、必要があると認めるときは、監査対象部局に資料の作成を求めるものとする。ただし、可能な限り、既存資料の活用を図るよう努める。

(監査資料)

第7条 監事は、監査を実施した都度、監査報告書作成の基礎とした資料を調製・保管するものとする。

(監査報告書)

第8条 監事は、監査報告書を作成し、監査の結果を学長に報告する。

附 則

この要項は、平成16年5月13日から施行する。

附 則(平成17. 7. 21)

この要項は、平成17年7月21日から施行する。

附 則(平成27. 3. 26)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。